

排出事業者に係る主な罰則一覧（平成30年4月1日現在）

	違反行為	罰則条文	罰則内容
措置命令違反	生活環境上の保全上の除去又は発生の防止のために出された措置命令に違反したとき	25条1項5号	
無許可業者への委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分を無許可業者に委託したとき	25条1項6号	5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又は併科
廃棄物の投棄禁止違反	廃棄物をみだりに投棄したとき又は未遂をしたとき	25条1項14号、2項	
廃棄物の焼却禁止違反	廃棄物処理基準に適合しない施設（ドラム缶や素掘りの穴など）で、廃棄物を違法に焼却したとき又は未遂をしたとき	25条1項15号、2項	
委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分若しくは再生等に関する処理委託基準に違反したとき	26条1号	
改善命令違反	廃棄物の適正な処理のための保管、収集、運搬又は処分の方法の変更等に関する改善命令に違反したとき	26条2号	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
マニフェスト交付義務等違反	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、廃棄物を引渡すとき、管理票を交付せず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付したとき	27条の2第1号	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	産業廃棄物の運搬業者又は処分委託者に交付した管理票の写しを5年間保存しなかったとき	27条の2第5号	
勧告命令義務違反	産業廃棄物管理票の適正処理に関して出された勧告に係る命令に違反したとき	27条の2第11号	
事業場外保管届出義務違反	産業廃棄物を届出をせず、又は虚偽の届出により、事業場外に保管したとき	29条1号	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
処理責任者等設置義務違反	産業廃棄物の処理業務を適切に行わせるための責任者を置かなかった者	30条5号	30万円以下の罰金
報告義務違反	廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分等の第18条に係る報告の求めに対し、報告の拒否又は虚偽の報告をした者	30条7号	
立入検査の拒否、妨害、忌避	廃棄物の若しくは廃棄物の疑いがあるものの保管、収集、運搬若しくは処分等に関する帳簿書類その他の物件の検査をしようとしたとき、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	30条8号	
事業場外保管届出義務違反	産業廃棄物を事業場外に保管し、14日以内に届出をしなかったとき	33条1号	20万円以下の過料
処理計画義務違反	産業廃棄物の多量排出事業者が処置計画を提出せず、又は虚偽の記載をして提出したとき	33条2号	
処理状況報告義務違反	多量排出事業者が処置状況を報告せず、又は虚偽の報告をしたとき	33条3号	
両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人も罰せられます	32条1項1号	法人に3億円以下の罰金刑
		32条1項2号	各条規定の罰金刑